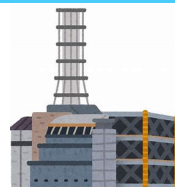


市民学習会のお知らせ

重要土地等調査規制法のリアル

主催：兵庫県弁護士会 共催：日本弁護士連合会／近畿弁護士会連合会（予定）



2021年06月16日に成立した「重要土地等調査規制法」は、来年9月から本格運用が始まります。

同法は、広く国民生活の細部に関わる内容を持ちますが、審議の時間も短く、その内容が十分に国民に周知されたとは言えません。しかも、日弁連や、兵庫県弁護士会を含む各地の弁護士会が反対の会長声明を発出するなど、多くの問題点が指摘されています。ことに、沖縄県では、辺野古が所在する名護市をはじめ、3つの自治体で同法の廃案を求める議会決議があがるなど、県民の生活への影響が強く懸念されています。

そこで、沖縄県から仲松正人弁護士をお招きして、同法の内容や背景を確認し、また、それが、国民生活にどう影響し得るのかについて、沖縄県での受け止めを紹介して頂きながら、考え合います。ご参加、お待ちしております。

【日 時】 2021年11月12日(金) 18:00～

【場 所】 兵庫県弁護士会 4階講堂（定員40名） 先着順／要事前申込

※ 定員に達した場合や、当日の飛び込み参加は、お断りさせて頂く場合がございます。

※ Zoom webinar併用です。以下からご入室ください。

<https://us06web.zoom.us/j/89531878053>

参加用QRコード →



【参加対象】 どなたでもご参加いただけます。

【参加費】 無料

【講 師】 仲松正人弁護士（沖縄弁護士会所属 38期）

★講師からのメッセージ★

この法律は、沖縄では、地元紙が審議段階から詳細に報じ、成立時には一面トップで、大変な関心がありました。本土でも他人事ではないことを知っていただきたいです。

★講師プロフィール★

沖縄県出身。1989年弁護士登録（名古屋弁護士会）、1992年岐阜県弁護士会に移籍、2014年同会会長、2016年2月沖縄弁護士会に移籍。労働事件（労働者側）に詳しい他、大垣警察市民監視事件弁護団等。ドローンの規制強化が辺野古の市民監視に与えた影響等にも詳しい。

※ 会館では、以下の感染予防対策を行います。

ご協力をお願いします。

- ① 当日の体温の申告
- ② 手指消毒
- ③ マスク着用をお願い（できる限り、各自でご用意ください。）
- ④ 定員40名（使用率28%）

兵庫県弁護士会事務局行（FAX 078-351-6651）

参加申込書（2021年11月12日「重要土地等調査規制法のリアル」）

☐ 参加します → ☐ 会館（要事前申込） ☐ zoom（参加時は、フルネームの表示をお願いします。）

※ web参加の方も、準備の都合上、事前申込みを頂けると助かります。

【回答者】お名前（ ） 支障なければご所属（ ）

※ 会館参加ご希望の方はご連絡先： TEL （ ）
e-mail @